

## 広陵町と株式会社関西都市居住サービスの包括連携協力に関する協定書

広陵町(以下「甲」という。 )と株式会社関西都市居住サービス(以下「乙」という。 )は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第2条の基本理念の本旨に則り、「まち・ひと・しごと」の各分野において、各々の持ち得る資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協力のもと、地域活力の増進、地域経済の発展および住民サービスの向上を図るため、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが保有する資源等を有効に活用し、相互に連携・協力することにより、地域活性化と住民サービス向上に貢献することを目的とする。

### (連携事業)

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業について連携するものとする。

- (1) 地域産業の振興と安定した雇用の創出に資する事業
- (2) 地域社会の活性化、住民サービスの向上に資する事業
- (3) 高齢者の健康支援に資する事業
- (4) 子ども、青少年の育成支援に資する事業
- (5) NPO法人、ボランティア活動の推進に資する事業
- (6) 防災、防犯等に資する事業
- (7) 環境保全、省エネルギー等に資する事業
- (8) 広報活動、情報発信に資する事業
- (9) その他、甲および乙が必要と認める事業

2 前項の各事業に関する具体的な活動内容については、個別に甲乙協議の上で決定するものとする。

### (秘密保持)

第3条 甲および乙は、前条の連携の実施にあたり知り得た秘密情報を、第三者に開示もしくは遺漏し、又は第1条に定める目的以外の目的に利用してはならない。ただし、次に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの
- (2) 相手方から開示された後、開示を受けた当事者の責によらずに公知となったもの
- (3) 相手方から開示された時点で、既に開示を受けた当事者が保有していたもので、その旨を遅滞なく相手方に通知したもの
- (4) 法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示要求されたもの

2 甲および乙は、本協定終了後も前項による秘密保持の義務を負うものとする。

### (反社会的勢力)

第4条 甲および乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同項6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物と一切の関係を持たないことを確約する。

### (事業経費)

第5条 第2条に定める事業の実施に要する経費は、原則として、甲乙双方において各々応分に負担することとし、別途その都度協議して定める。

### (協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙信義誠実を持って協議の上決定するものとする。

### (有効期限)

第7条 本協定書の有効期限は、締結の日から「広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画終期である平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも特段の申出がない場合には、引続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年11月16日

甲： 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町長

山村 吉由



乙： 大阪市中央区本町二丁目1番6号  
株式会社 関西都市居住サービス

代表取締役

根岸 尚

